

Q 1. 「薬局向け」と「勤務薬剤師向け」の2つのプランがあるがどう違いますか？

- A 1. 「薬局向け」→ 薬局もしくは医薬品等を販売する店舗の開設者を対象とする契約です。  
「勤務薬剤師向け」→ 薬局などに勤務する薬剤師または登録販売員を対象とする契約です。

Q 2. 薬局は「薬局向け」と勤務している薬剤師または登録販売員のために「勤務薬剤師向け」の2つのプランの加入が必要ですか？

- A 2. 薬局は「薬局向け」にご加入頂ければ、勤務されている薬剤師または登録販売員の方も被保険者（補償を受けることができる方）になりますので、別途「勤務薬剤師向け」にご加入頂く必要はありません。

ただし、以下の例のように複数の法人で勤務されたり、ボランティア活動等をされている薬剤師や登録販売員の方は、個別で「**勤務薬剤師向け**」にご加入頂く必要がございます。

- 例 1) 本制度に加入している店舗（薬局）以外でも薬剤師または登録販売員として勤務されている場合には、勤務をされている店舗で加入している「薬剤師賠償責任保険」の被保険者（補償を受けることができる方）の範囲に入らない場合もあります。  
その場合に備えて個別で「勤務薬剤師賠償責任保険」にご加入頂くことをおすすめします。
- 例 2) 勤務されている薬局（法人）以外のグループ会社の別法人の店舗にヘルプに入って業務をされる場合には、勤務先の「薬剤師賠償責任保険」も別法人の「薬剤師賠償責任保険」も補償の対象外となります。  
その場合に備えて個別で「勤務薬剤師賠償責任保険」のご加入が必要となります。

Q 3. 「薬剤師賠償責任保険」はどういう時に補償されますか？

- A 3. 事故例は以下の通りです。

① 薬剤師業務に起因する事故

- 調剤を誤ったために、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。
- 薬の使用方法についての指示を誤ったために、指示どおりに使用した人が中毒になった。
- 薬を間違えて渡したため、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。

等

② 施設に起因する事故

- 陳列棚から商品が落ちて、買い物客がケガをした。
- 自動ドアが故障し、子供が挟まれてケガをした。
- 自転車で薬を配達中に通行人にぶつかりケガをさせた。

等

